

# 緊急経済・生活支援対策

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

第2次庄原市緊急経済・生活支援対策事業として、総額12億8,815万円の補正予算が成立しました。

厳しい経済情勢に即応し、生活不安の解消、事業の継続と雇用の維持を図るため、平成21年度事業の前倒しや地域振興に効果的な事業などを実施します。(7ページに掲載)

今回は生活に密着した①プレミアム付商品券、②定額給付金、③子育て応援手当について概要をお知らせします。



販売します。

### ●商品券の販売

- ①商品券はセット販売とし、商品券1枚の額面は500円または1,000円で1セット(額面11,500円)を10,000円で販売します。
- ②商工会議所および商工会が、それぞれ定める「販売所」で販売します。
- ③購入限度額は一人30,000円までとし、庄原市民に限ります。

### ●販売・使用期間

- ①販売開始日 5月11日(月)
- ②使用期間 5月11日(月)～10月31日(土)

※予定販売枚数に到達しだい、販売は締め切ります。

### ●商品券の使用

- 商品券は、発行の商工会議所、商工会ごとの範囲内のみで使用できます。また、加盟店が取り扱う商品およびサービスなどに限ります。景気対策のため、次の場合は使用できません。
  - ①有価証券等(各種商品券・図書券・プリペイドカード・交通機関の乗車券・有料施設やイベントの入場券・宝くじ・切手・印紙など)
  - ②商品仕入・買掛金・未払い金などの支払い
- ※商品券の現金化を禁止し、商品券のつり銭は出しません。

## プレミアム付商品券

1セット1万円で販売(1,500円分お得)

景気が急速に後退する中、市は消費の拡大を促進し、地域商工業の活性化を図るため、「庄原市プレミアム付商

品券」を発行します。この商品券は、15%のプレミアムを付加したもので、市内の商工会議所および商工会の加盟店で使用できます。

発行総額は2億8,750万円。(うち15%のプレミアム分3,750万円を付加)

市が庄原商工会議所・備北商工会・東城町商工会へ補助し、5月11日から

## 定額給付金

住民の生活支援と地域の経済活性化に役立てるため、国が負担する定額給付金の支給を4月下旬から開始します。

給付額は一人12,000円。本年2月1日現在で、18歳以下と65歳以上の方は一人20,000円です。

支給方法は、原則、口座振込です。お早めに申請書を提出してください。

### ●給付対象者

- ①住民基本台帳に記録されている人
- ②外国人登録原票に登録されている人(短期滞在や不法滞在している人を除きます)

### ●受給できる人

給付対象者の属する世帯の世帯主。外国人は各給付対象者。

### ●申請方法

- 現在、世帯主などへ送付している「申請書」に、
  - ①印字された世帯員の内容を確認
  - ②受給できる人の本人名義の振込口座番号を記入
  - ③押印
- をしていただき、同封の返信用封筒で提出してください。

## 子育て応援特別手当

※受給できる人が亡くなられた、本人が申請できない、口座を持っていないなど、不明な点は担当課へお問い合わせください。

●問い合わせ 市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154 または各支所市民生活室

子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期の子育てを支援するため、対象となる児童がいる世帯に支給される手当です。(平成20年度限定の国の緊急措置です)

この手当は、対象児童一人当たり36,000円。申請受付順に5月下旬から、原則、口座振込で支給を開始します。お早めに申請書を提出してください。

### ●対象児童

- 本年2月1日現在で、庄原市の住民基本台帳または外国人登録原票に記載があり、次の要件をすべて満たす児童。(外国籍の人は短期滞在者や不法滞在者を除きます)
- ①生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの児童
- ②世帯員の中で、生年月日が平成2年4月2日以後の児童の中から年齢の多い順に数えて2人目以降の児童

### ●商品券発行内訳

①商工会議所・商工会の発行は、人口を基に算出しています。

区分	発行額(千円)	付加価値(15%)	合計発行金額(千円)	発行セット数	配分率
庄原商工会議所	117,500	17,625	135,125	11,750	47%
備北商工会	75,000	11,250	86,250	7,500	30%
東城町商工会	57,500	8,625	66,125	5,750	23%
計	250,000	37,500	287,500	25,000	100%

問い合わせ 商工観光課商工観光係 ☎0824-73-1179

### ●手当の支給例

**【Aさん世帯】**

**【世帯主】** Aさん

**【世帯にいる児童】**

- 生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの児童 1人目
- 生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの児童 2人目
- 生年月日が平成17年4月2日以後の児童 3人目
- 4人目

手当の対象となる児童

**Aさんへの子育て応援特別手当 3.6万円×2人=7.2万円**

！「振り込め詐欺」にご注意！

定額給付金・子育て応援特別手当の給付を装った「振り込め詐欺」に気をつけてください。市役所からATM(銀行やコンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いしたり、手数料の振込みを求めたりすることは絶対にありません。

不審な郵便や電話があった場合は、庄原警察署または市民生活課へご連絡ください。